

基安労発 0331 第 2 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(契 印 省 略)

「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の
事業場間の地理的關係について」の廃止について

「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」の一部改正について」（令和 3 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 5 号）により、専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的要件を廃止したことを踏まえ、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的關係について」（平成 25 年 12 月 25 日付け基安労発 1225 第 1 号）を廃止する。